

じたく発電所サービスにおける蓄電システムの制御機能に係る規程

1 適用

- (1) このじたく発電所サービスにおける蓄電システムの制御機能に係る規程（以下「本規程」といいます。）は、じたく発電所サービス（別表1に定めるじたく発電所サービス利用規約に基づき提供されるサービスをいいます。以下同じとします。）の適用を受けるお客さまに対して適用します。
- (2) 本規程は別表1に定めるじたく発電所サービス利用規約と一体のものとし、本規程に定めのない事項については、じたく発電所サービス利用規約の規定を準用するものとします。本規程とじたく発電所サービス利用規約に定める内容が抵触する場合、本規程に定める内容が優先して適用されるものとします。
- (3) 本規程で使用する用語の意義は、本規程に別段の定めがある場合を除き、別表1（じたく発電所サービス）で定めるじたく発電所サービス利用規約、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）および沖縄セルラー株式会社（以下KDDIと併せて「KDDI等」といいます。）のID利用規約（以下「ID規約」といいます。）およびKDDI等のau Ponta ポイントプログラム利用規約（以下「ポイント規約」といいます。以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）に定めるところによります。

2 本規程の概要

- (1) 本規程は、電力の安定供給、お客さまの停電対策および自家消費の最適化等を目的として、当社が、お客さまの蓄電システムを、当社が設置する機器または当社の提携事業者を通じて、遠隔制御（以下「本制御」といいます。）するとともに、お客さま（au ID会員であるものとします。）に対してポイント規約に定めるPonta ポイント（以下「本ポイント」といいます。）その他特典を提供することをその内容とします。
- (2) 当社は、電気の需給ひつ迫状況、需給調整市場および日本卸電力取引所等の電力価格、容量市場等の発動指令およびお客さまの光熱費等を考慮して、当社が必要とする時間帯に、遠隔制御により、当社の任意の組み合わせで、お客さまの蓄電システムの充電、放電および待機運転等の動作を行います。

3 本制御に係る同意事項

お客さまが本制御を受けるにあたり、次の事項に同意していただきます。

- (1) じたく発電所サービスをご利用中であること
- (2) 当社が蓄電システムを遠隔制御すること
- (3) 当社が蓄電システムを遠隔制御するための機器を設置すること。なお、当該機器は当社が所有し、設置にかかる費用は当社が負担します
- (4) 蓄電システムの当社による遠隔制御に伴い増加する光熱費を負担すること
- (5) 蓄電システムの運転モードおよび充電率等は当社が定めるモード、値に設定し、それを維持すること
- (6) 当社が容量市場、需給調整市場等の各種電力市場において蓄電システムを需要抑制や逆潮流の用途に活用すること
- (7) 容量市場、需給調整市場等に電源として当社が登録し、電力を供出すること
- (8) 当社が蓄電システムの運転データを取得すること

4 契約の成立

原則として、じたく発電所サービス契約が成立した場合、じたく発電所サービス契約者と当社との間で、本規程に基づく蓄電システムの遠隔制御および本ポイント等の特典の提供を受けるための契約（以下「本件契約」といいます。）も成立するものとします。なお、1 のじたく発電所サービス契約につき、1 の本件契約が成立するものとします。

5 本ポイントの付与

- (1) 当社は、前条に従って本件契約が成立している場合、第3項の条件を満たす、じたく発電所サービスのご利用開始日の属する月以降の月において、次項に定める本ポイント（以下「本件付与ポイント」といいます。）を、本条各項の定めに従い本件契約者に付与します。
- (2) 本件付与ポイント数は以下の通りとします。なお、判定日は当社が本件付与ポイントを付与する日の属する月の前月の末日とします。

	本件ポイント数
判定日の時点において、じたく発電所サービスと同一場所において、別表2（指定サービス）で定める指定サービスのいずれかを使用している場合	200 ポイント
上記以外の場合	100 ポイント

- (3) 本件契約者に対する本件付与ポイントの付与の対象となる月（以下「対象月」といいます。）は、当社が、需給調整市場等の電力市場に電力を供給するために、当該一般送配電事業者への申請その他の準備等を開始した月を基準として当社が定める月（以下「対象開始月」といいます。）から開始するものとし、次のとおりとします。

	対象開始月
東京電力パワーグリッド株式会社	2025年12月
その他のお客さま	別途お知らせします

- (4) 本件契約者に対する本件付与ポイントの付与は、対象月の翌々月末までに行います。但し、本件付与ポイントの判定等における特別の事情がある場合または本件契約者が、KDDI 等および株式会社ロイヤリティマーケティングの定める au ID/Ponta 会員 ID 連携規約に基づき、当該規約に定める ID 連携を行った場合その他の契約状況および利用状況によっては、対象月の3ヶ月後以降に本件付与ポイントの付与を行う場合があります。この場合の判定日は、第2項の定めにかかわらず、当社が定めます。

- (5) 前三項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合、本件付与ポイントの付与は行いません。
- イ じたく発電所サービスの契約が終了したとき
 - ロ じたく発電所サービス利用規約（蓄電池プラン）に基づきじたく発電所サービスをご利用されている場合で、判定日の時点において、じたく発電所サービスと同一場所において当社の太陽光買取サービスを使用されていない場合
 - ハ 判定日の時点で、本件契約者が取得しましたは本件契約者に付与された au ID が有効でないとき
 - ニ 本件付与ポイントの付与時点で、本件契約者の au ID が有効でないとき。
 - ホ その他、当社または KDDI の業務遂行上支障があるときもしくは当社または KDDI が不適当と判断したとき

6 お客様の実施事項

お客様は、本規程の適用にあたり、以下の事項を実施することを承諾するものとします。

- (1) 本制御に必要となる現地調査・蓄電システムまたは蓄電システムを遠隔制御するための機器の設定等のために、当社または当社の指定する者がお客様の敷地や設置場所へ立ち入ること。また、お客様はこれにご協力いただくこと

- (2) じたく発電所サービス利用規約（蓄電池プラン）に基づきじたく発電所サービスをご利用されているお客さまは、蓄電システムの設置場所において、当社の太陽光電力買取サービスをご契約することおよび当該サービスの契約を廃止しないこと
- (3) 契約期間中は対象設備の電源を切らず、対象設備がネットワークに接続され、遠隔制御を受けられる状態を保持すること（対象設備の不具合等により稼働が困難となった場合を除きます。）
- (4) 契約期間中に対象設備が遠隔で制御できない状態になった際は速やかに制御可能な状態に復旧すること。なお、対象設備を遠隔で制御するために必要な設備の復旧もこれに含みます。ただし、お客さまの責めに帰すべき事由によらない場合を除きます
- (5) 当社がお客さまに対して行う本サービスのために必要な電話や郵送、メール等でご案内する事項に正当な理由が無い限り応じること
- (6) 一般送配電事業者が定める系統連系技術基準および託送供給約款等を遵守すること
- (7) 小売供給契約の契約先を変更しようとする場合には、当社に通知すること
- (8) その他、当社が実施事項を定めて提示した場合、その実施事項に従うこと

7 本件供給の制限もしくは中止

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客さまに事前に通知することなく、本サービスを一時的に中断または中止することがあります。本サービスの中止または中止によりお客さまに損害または損失が発生した場合でも、当社は一切その責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 本サービスに必要な保守・工事などのメンテナンスを行う場合
- (3) 本サービスにかかるシステムまたはネットワーク等に障害が発生した場合
- (4) お客さまが、3（本制御に係る同意事項）または6（お客さまの実施事項）を満たしていない場合
- (5) その他、運用上または技術上の都合により当社が本サービスの中止が必要と判断した場合

8 本件契約の終了

- (1) 本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
 - イ 本件契約者に係るじたく発電所サービス契約が終了したとき
 - ロ その他、当社またはKDDIの業務遂行上支障があるときもしくは当社またはKDDIが不適当と判断したとき
- (2) お客さまは、じたく発電所サービス契約の契約期間中は、正当な理由がない場合、本件契約を解約できないものとします。
- (3) お客さまが、3（本制御に係る同意事項）または6（お客さまの実施事項）に反した場合、当社は、本件契約を終了する場合があります。
- (4) 第1項または第3項の定めにより本件契約が終了した場合、当社は、その終了日が属する月の前月分をもって、本件契約者に対する本件付与ポイントの付与を終了します。

9 本件契約者等にかかる情報の利用

- (1) お客さまには、当社が、本件建物に設置した蓄電システム等の設備および制御実績の情報を含むお客さまの個人情報を、需給調整市場および容量市場等における取引のために、一般社団法人電力需給調整力取引所、一般送配電事業者および本制御に関する当社の提携事業者等に提供することに同意いただきます。

(2) その他、当社が本制御の提供に関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「au エネルギー＆ライフ プライバシーポリシー(<http://kddi-l.jp/X96>)」が適用されます。

10 本サービスに関する疑義等

本規程の解釈や本制御の適用について疑義が生じ、または本規程に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理するものとし、本件契約者は予めこれを承諾するものとします。

附則

1 適用期日

本規程は、2025年12月2日から適用します。

別表

1 じたく発電所サービス利用規約

じたく発電所サービス利用規約は次のとおりとします。

じたく発電所サービス利用規約

じたく発電所サービス利用規約（共通）

じたく発電所サービス利用規約（蓄電池プラン）

2 指定サービス

指定サービスは、次に定める約款等にもとづき提供する電力小売サービスとします。

au でんき需給約款

au でんき供給約款（北海道電力・auEL）

au でんき供給約款（東北電力フロンティア・auEL）

au でんき供給約款（東京電力・auEL）

au でんき供給約款（中部電力ミライズ・auEL）

au でんき供給約款（北陸電力・auEL）

au でんき供給約款（関西電力・auEL）

au でんき供給約款（中国電力・auEL）

でんき契約約款

でんき契約約款（北海道電力・auEL）

でんき契約約款（東北電力フロンティア・auEL）

でんき契約約款（東京電力・auEL）

でんき契約約款（中部電力ミライズ・auEL）

でんき契約約款（北陸電力・auEL）

でんき契約約款（関西電力・auEL）

でんき契約約款（中国電力・auEL）

ケーブルテレビでんき需給約款

その他、当社が認める需給約款、供給約款または供給条件等